呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

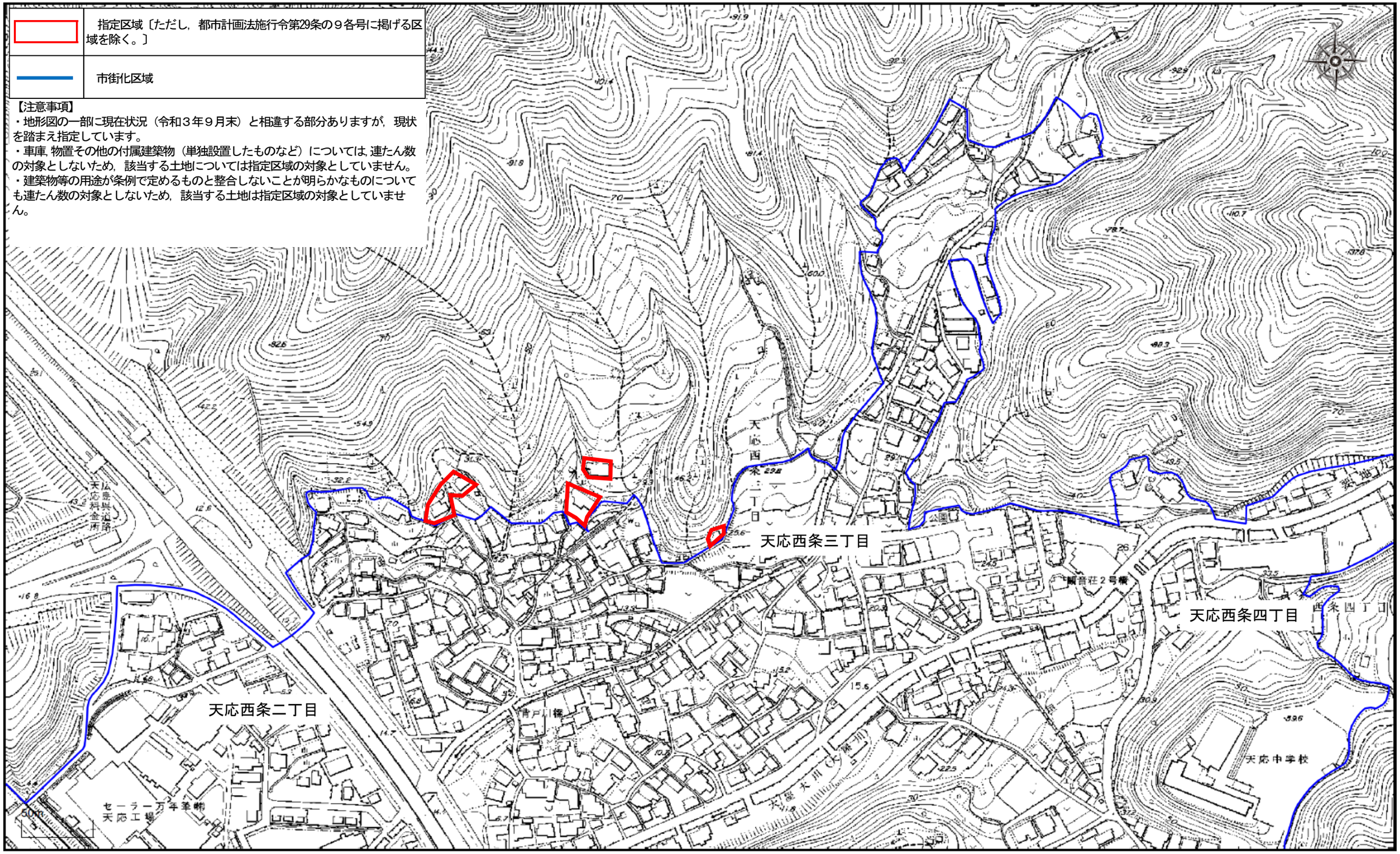

1 / 2500

呉市指定区域図

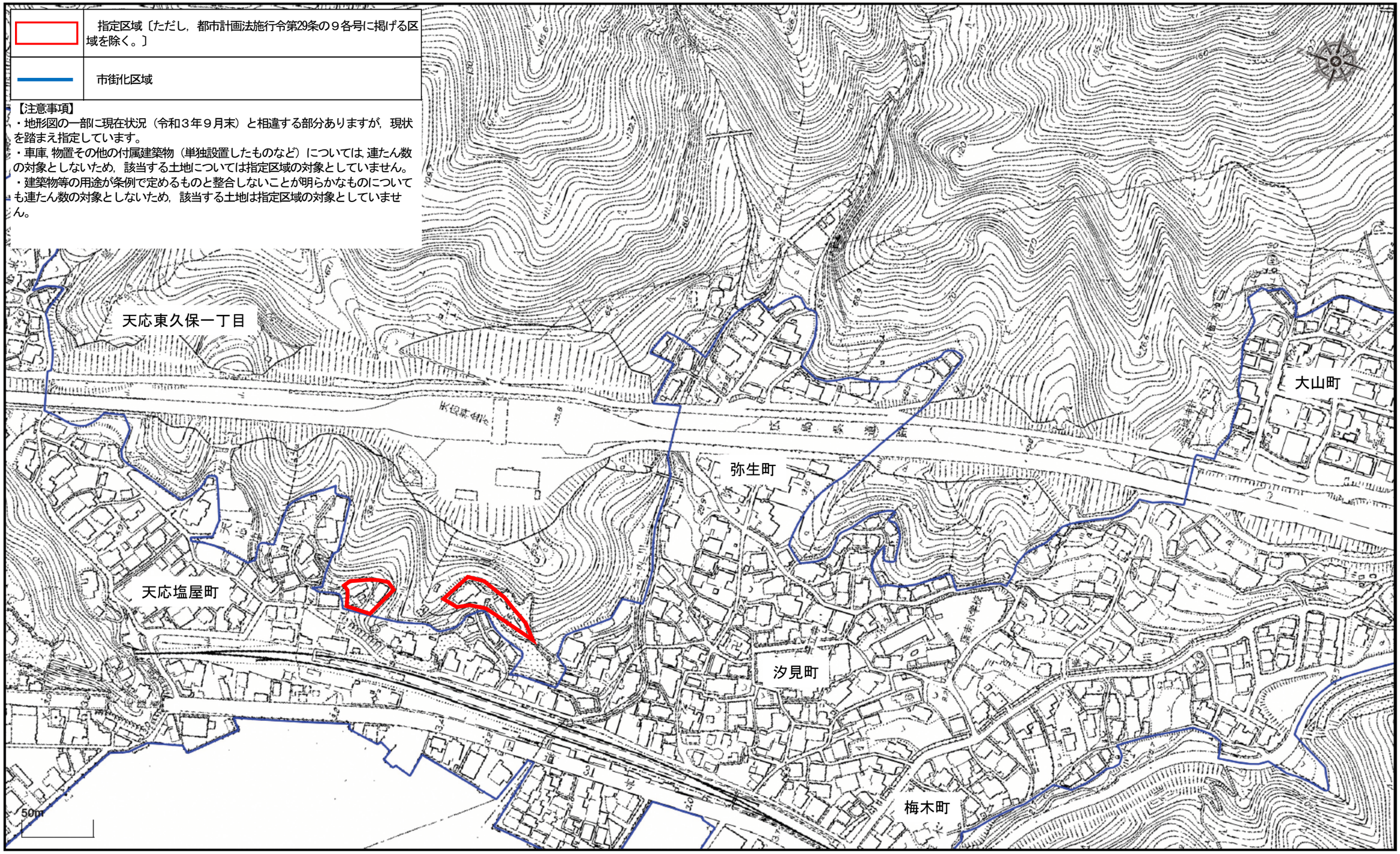

1 / 2500

呉市指定区域図

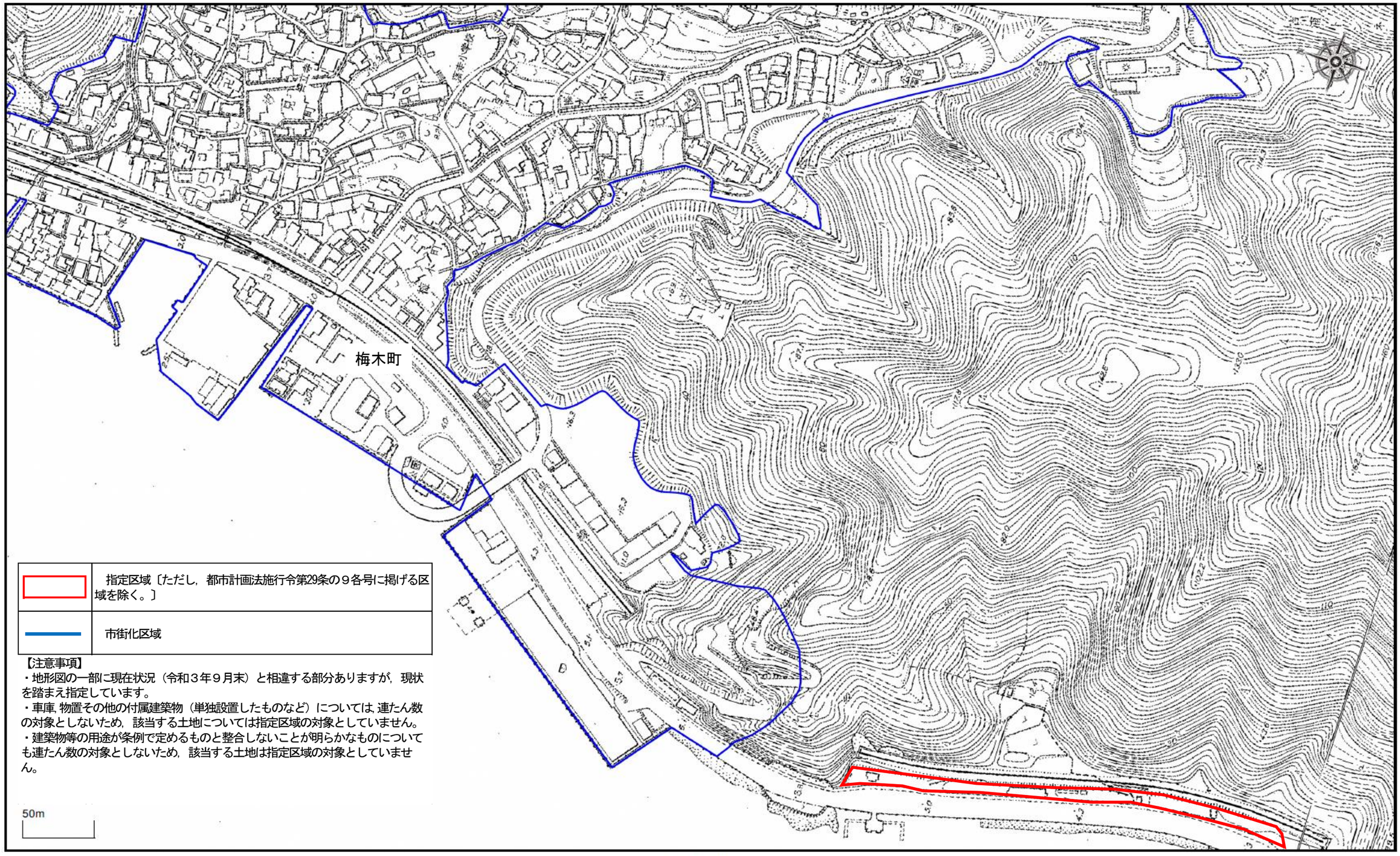

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

1 / 2500

呉市指定区域図

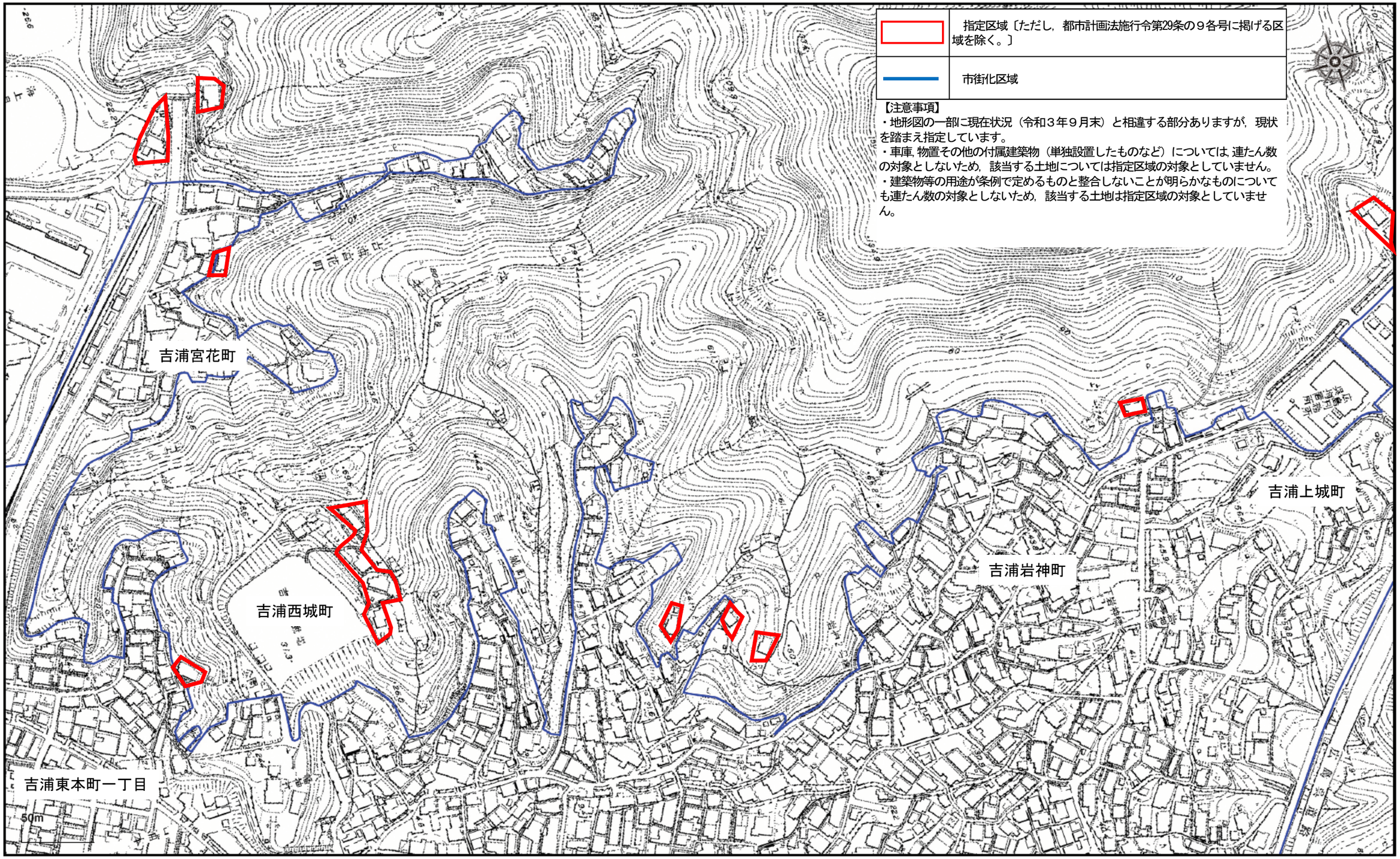

1 / 2500

呉市指定区域図

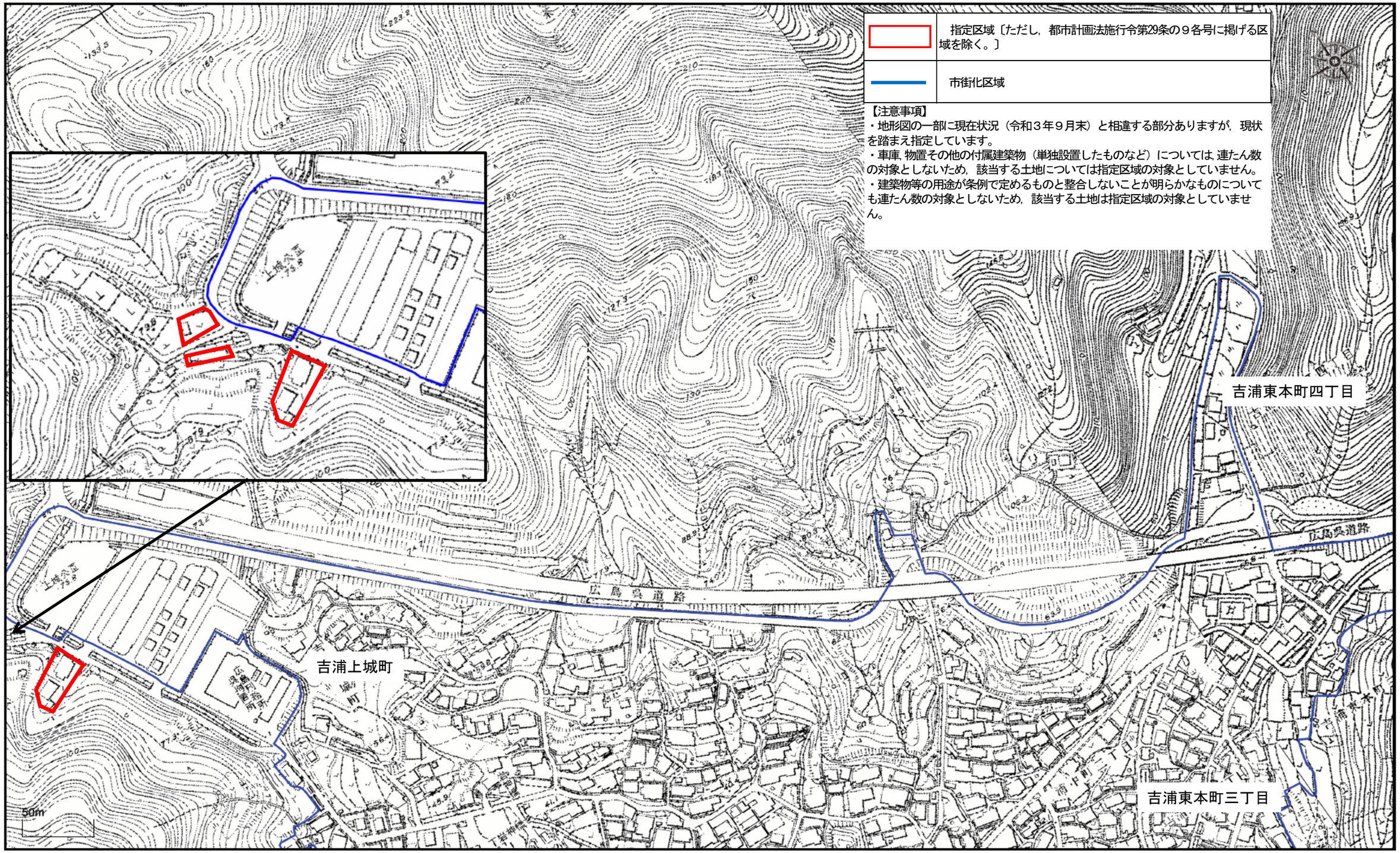

1 / 2500

呉市指定区域図

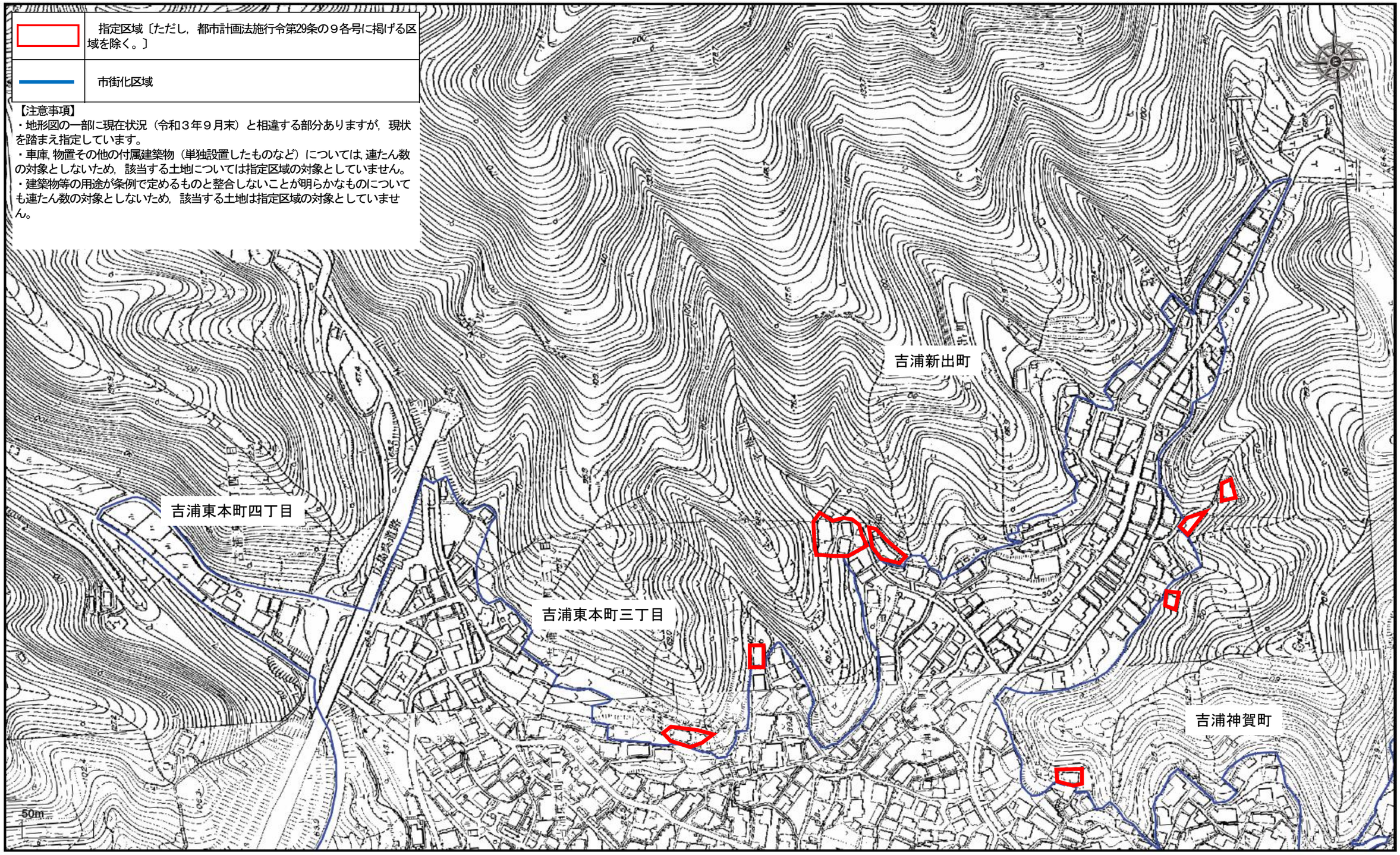

1 / 2500

呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分がありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

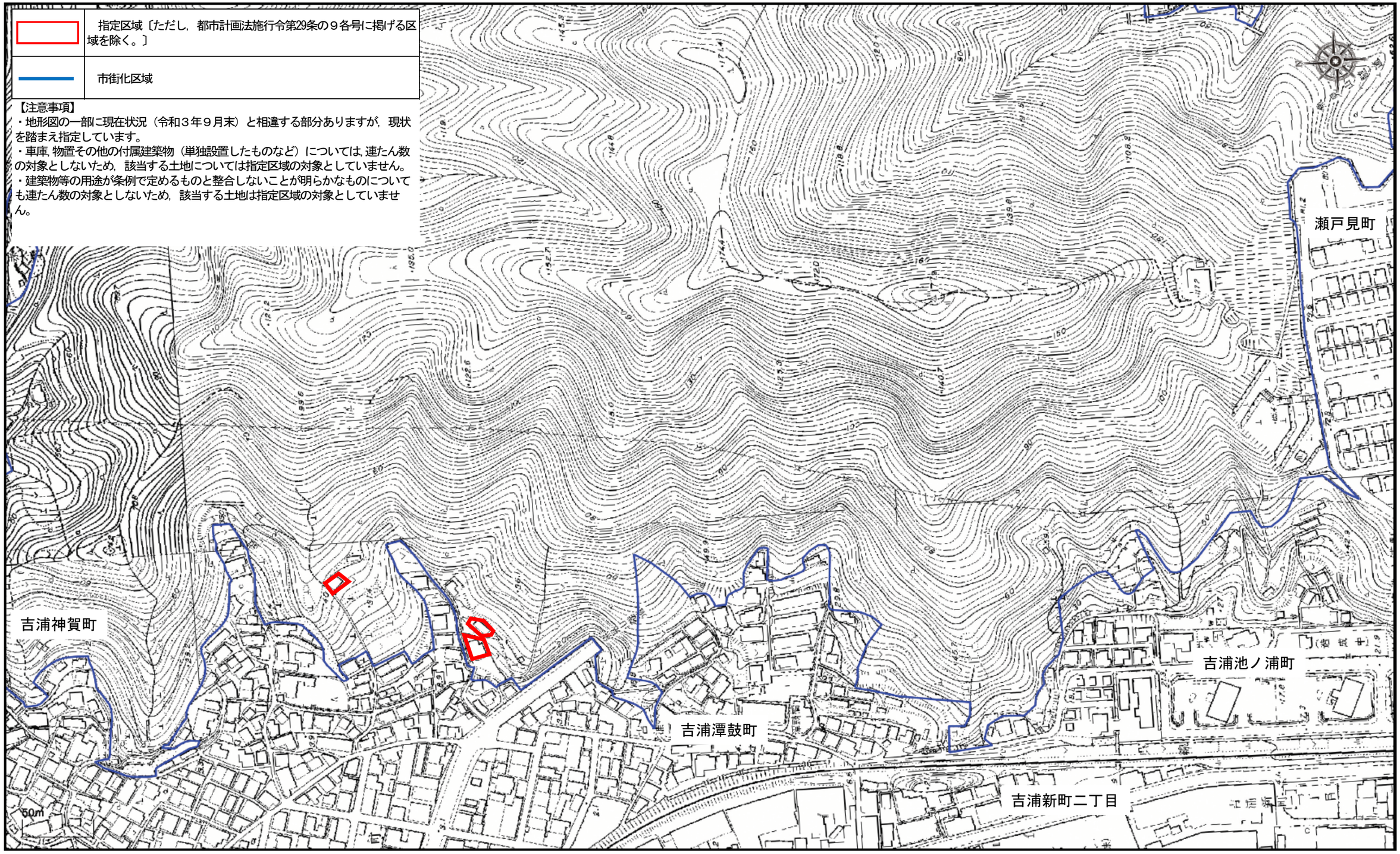

1 / 2500

呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

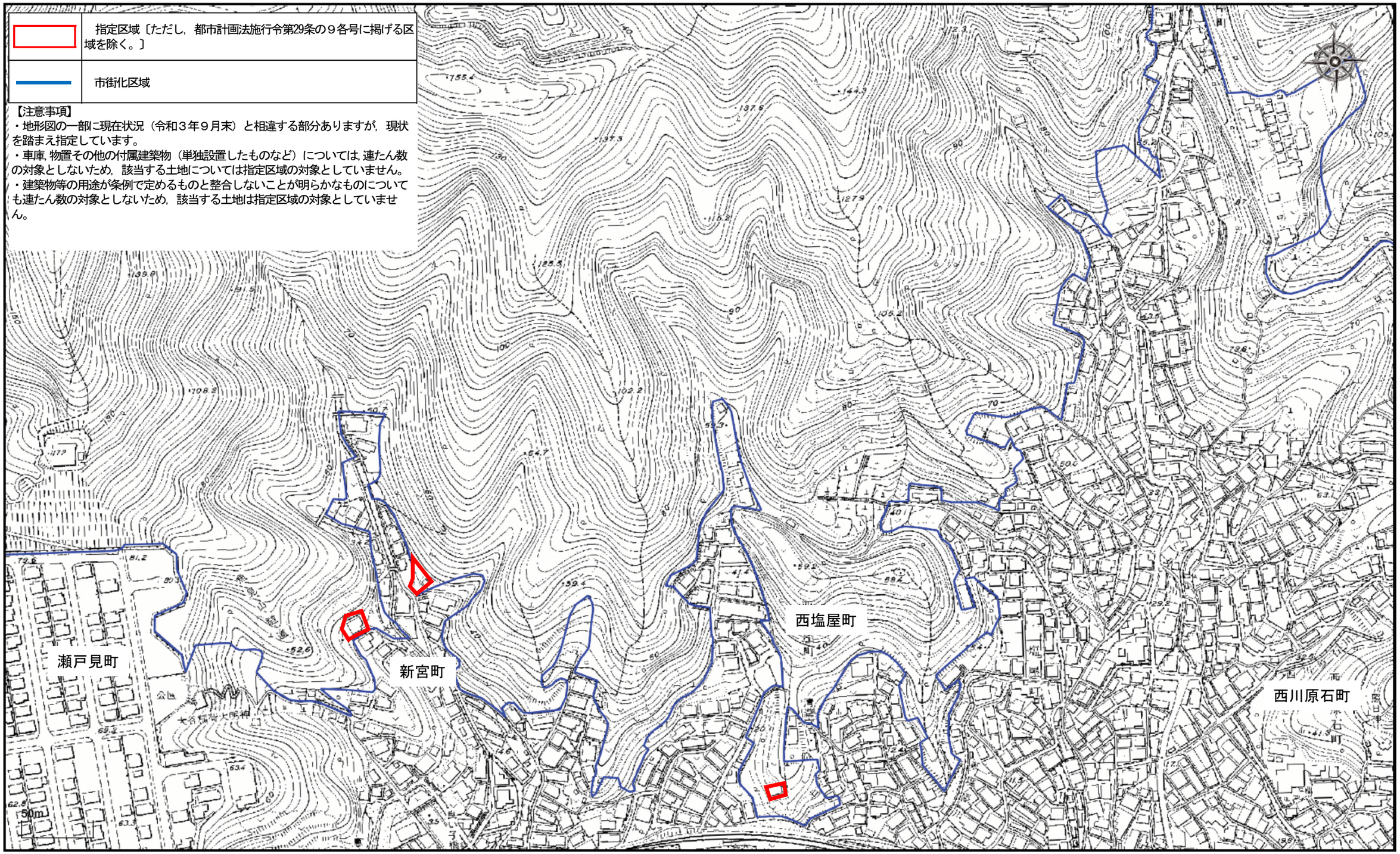

1 / 2500

呉市指定区域図（案）

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

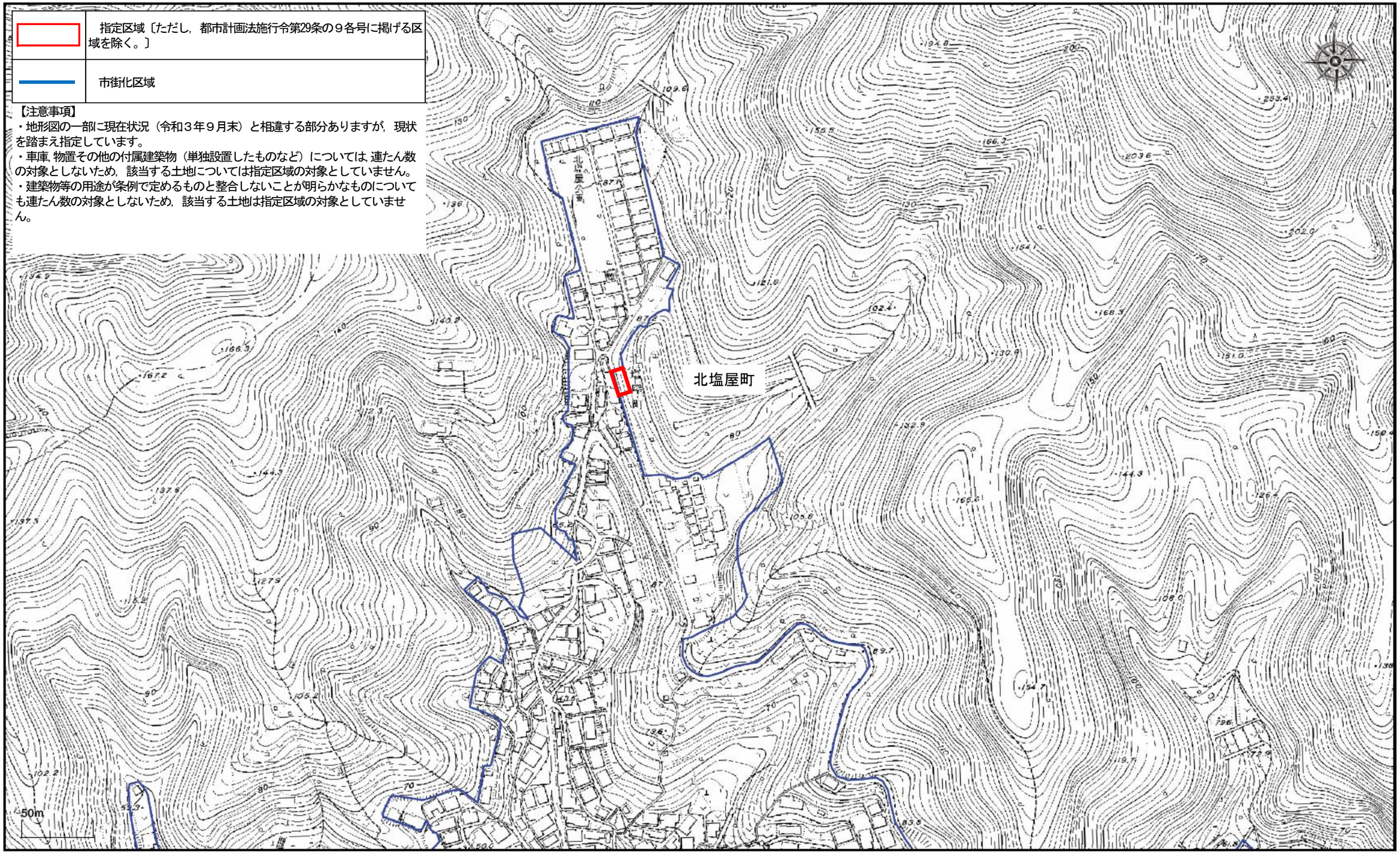

1 / 2500

呉市指定区域図

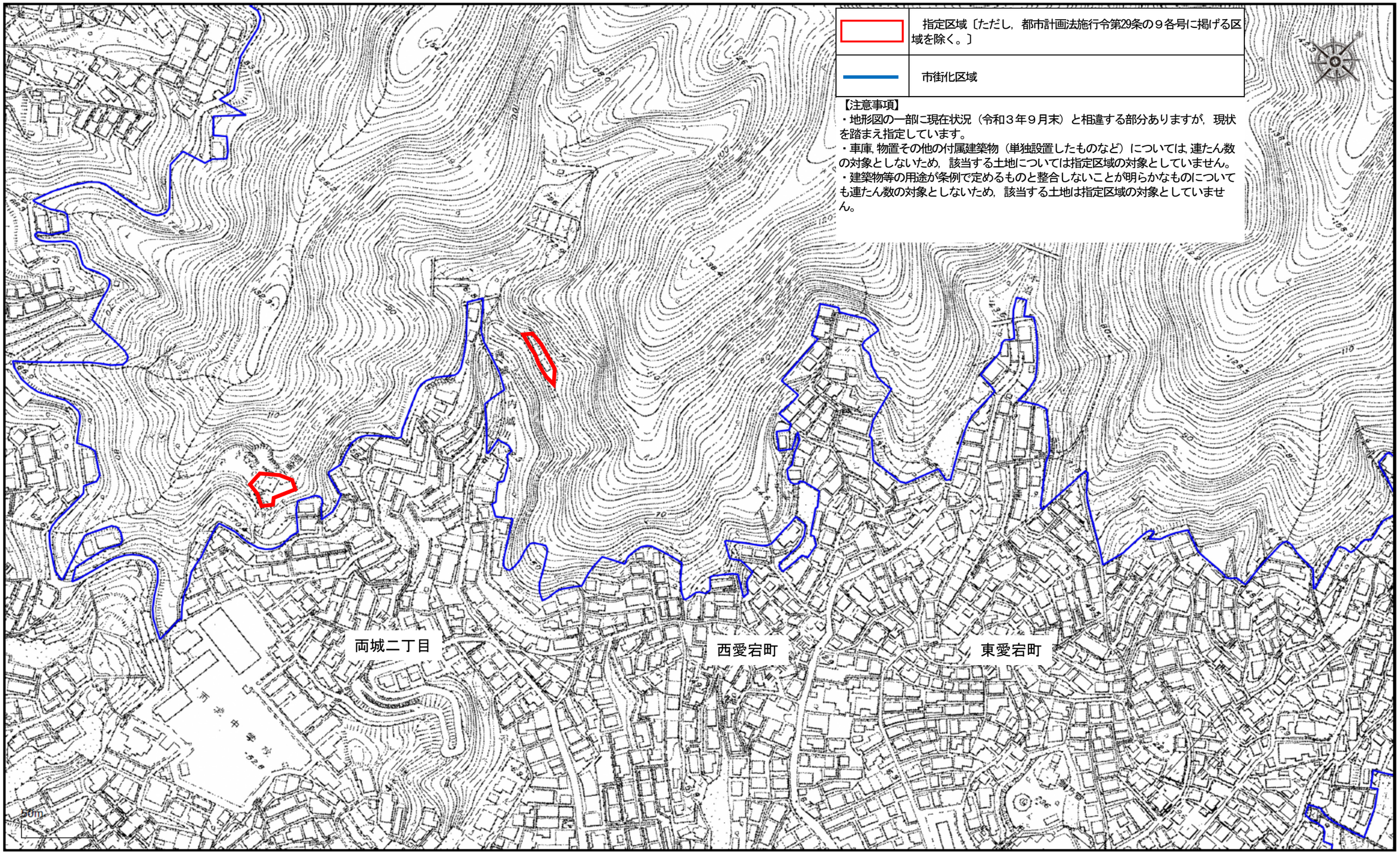

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

1 / 2500

呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

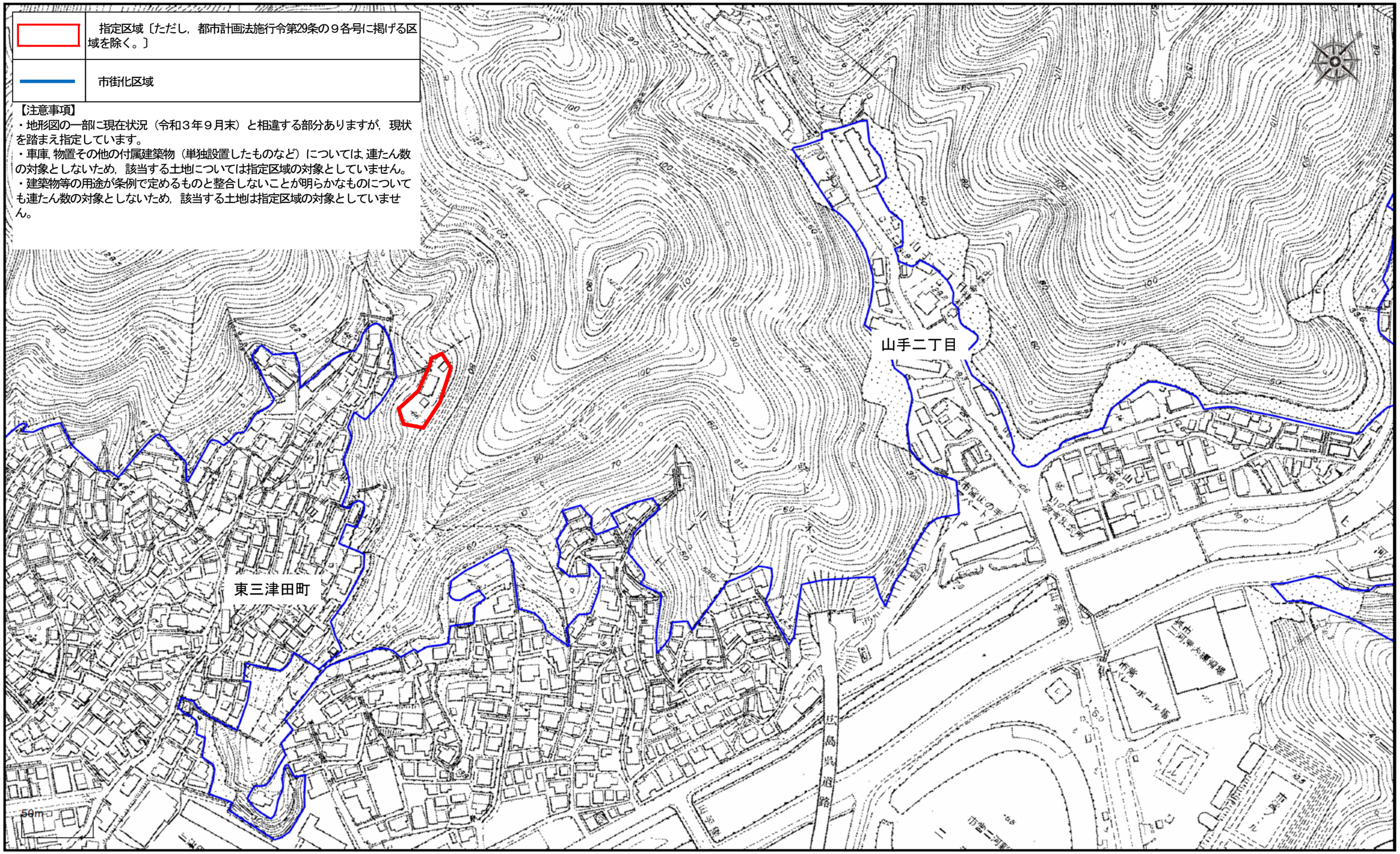

1 / 2500

呉市指定区域図

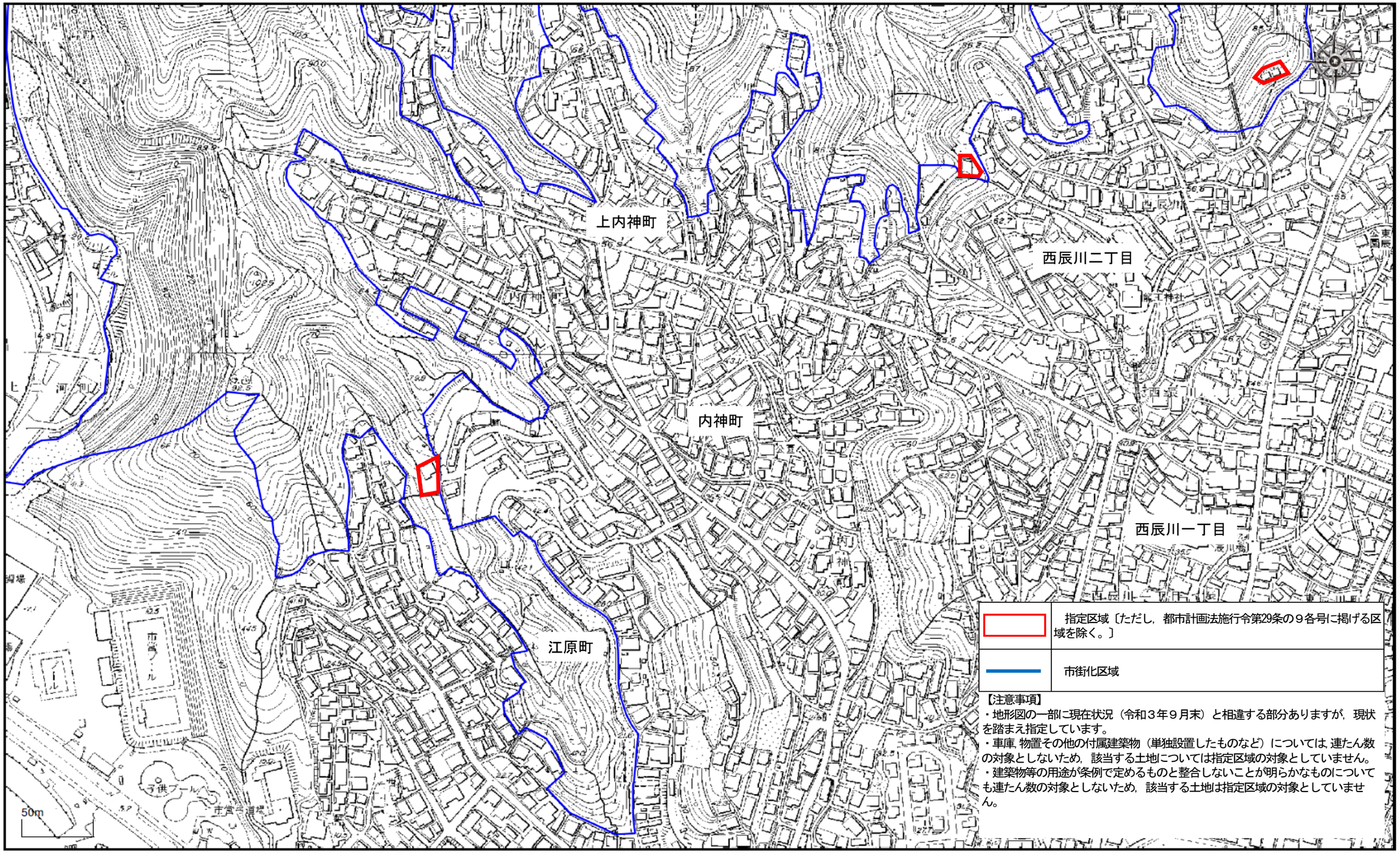

1 / 2500

呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

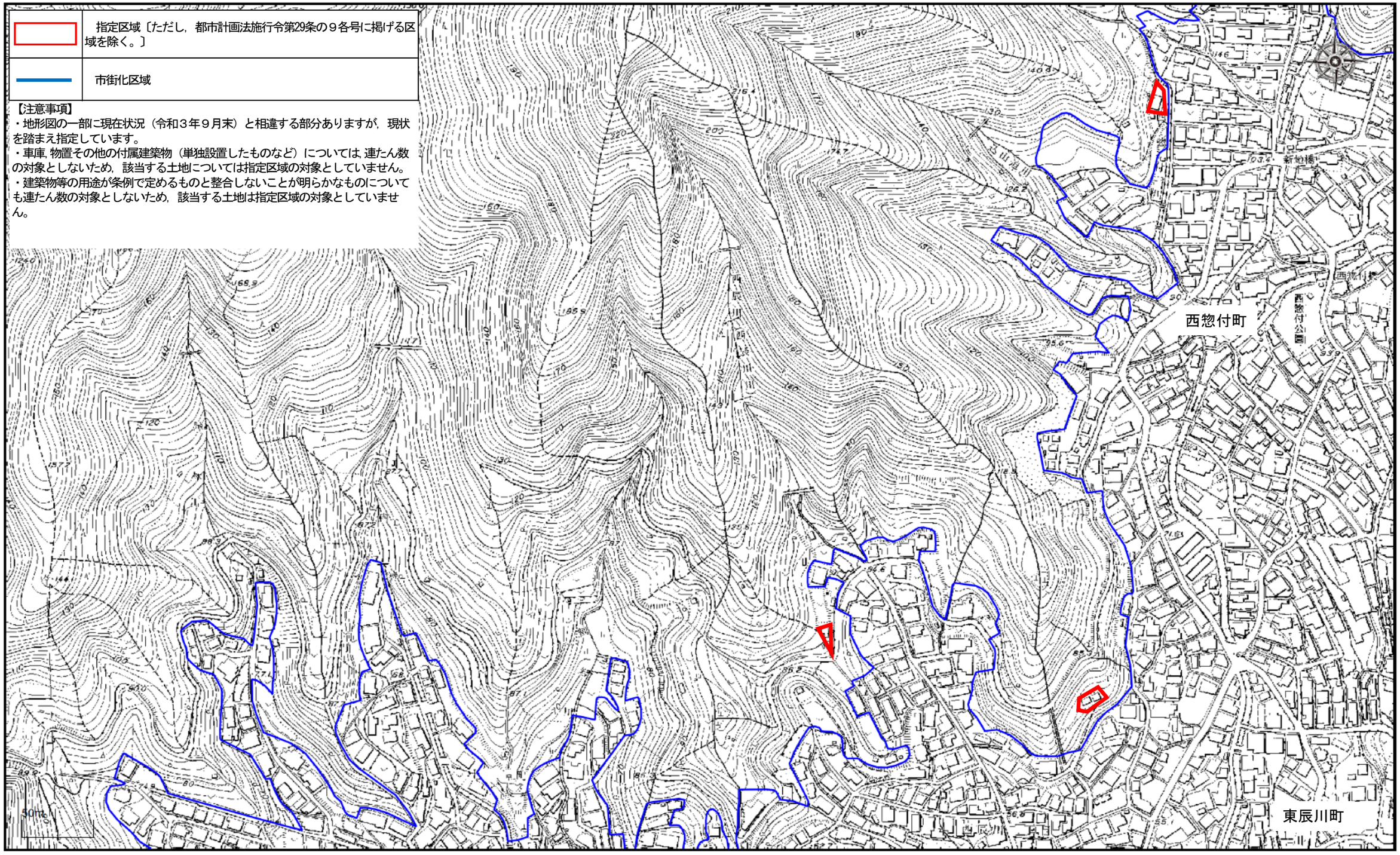

1 / 2500

呉市指定区域図

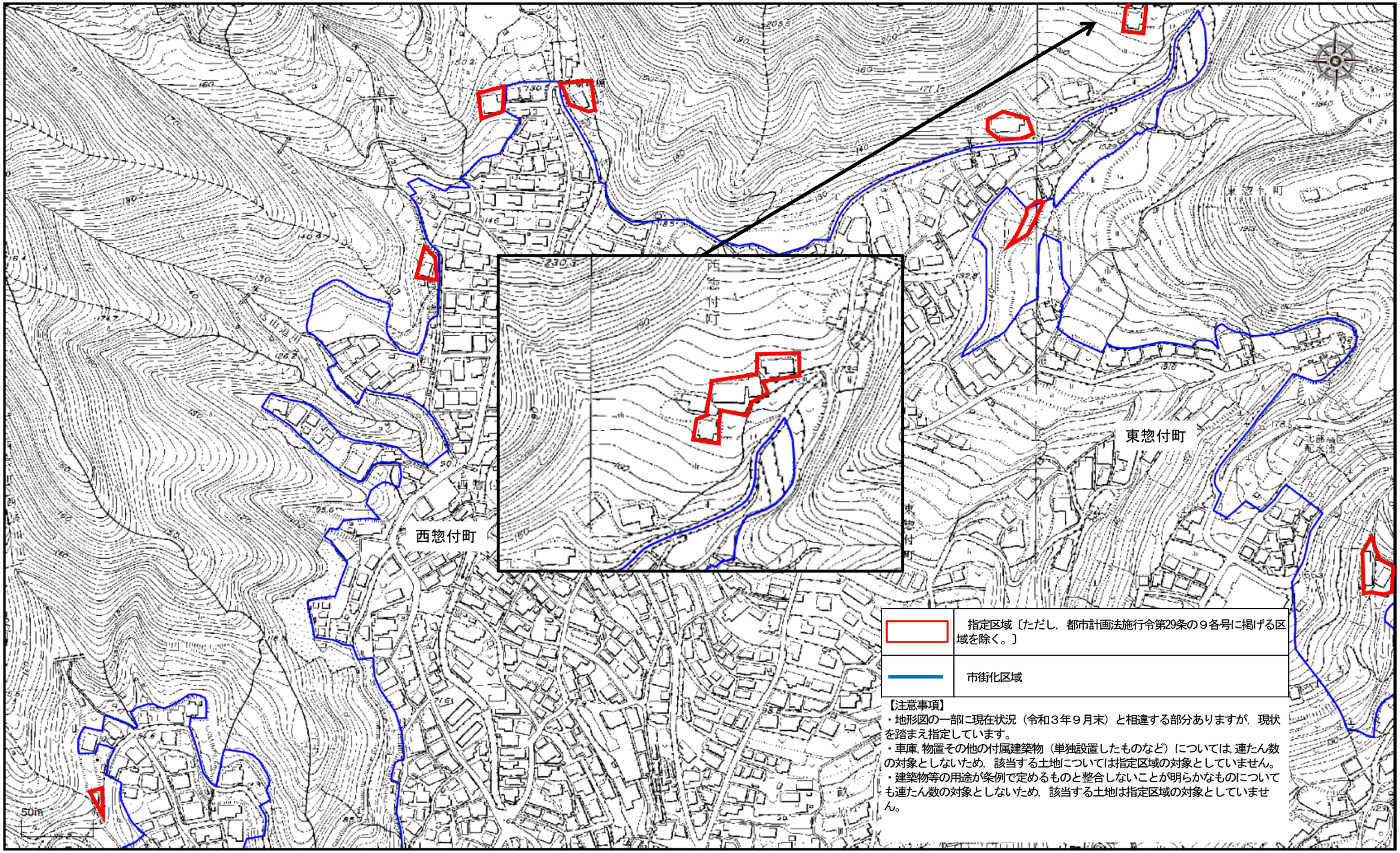

1 / 2500

呉市指定区域図

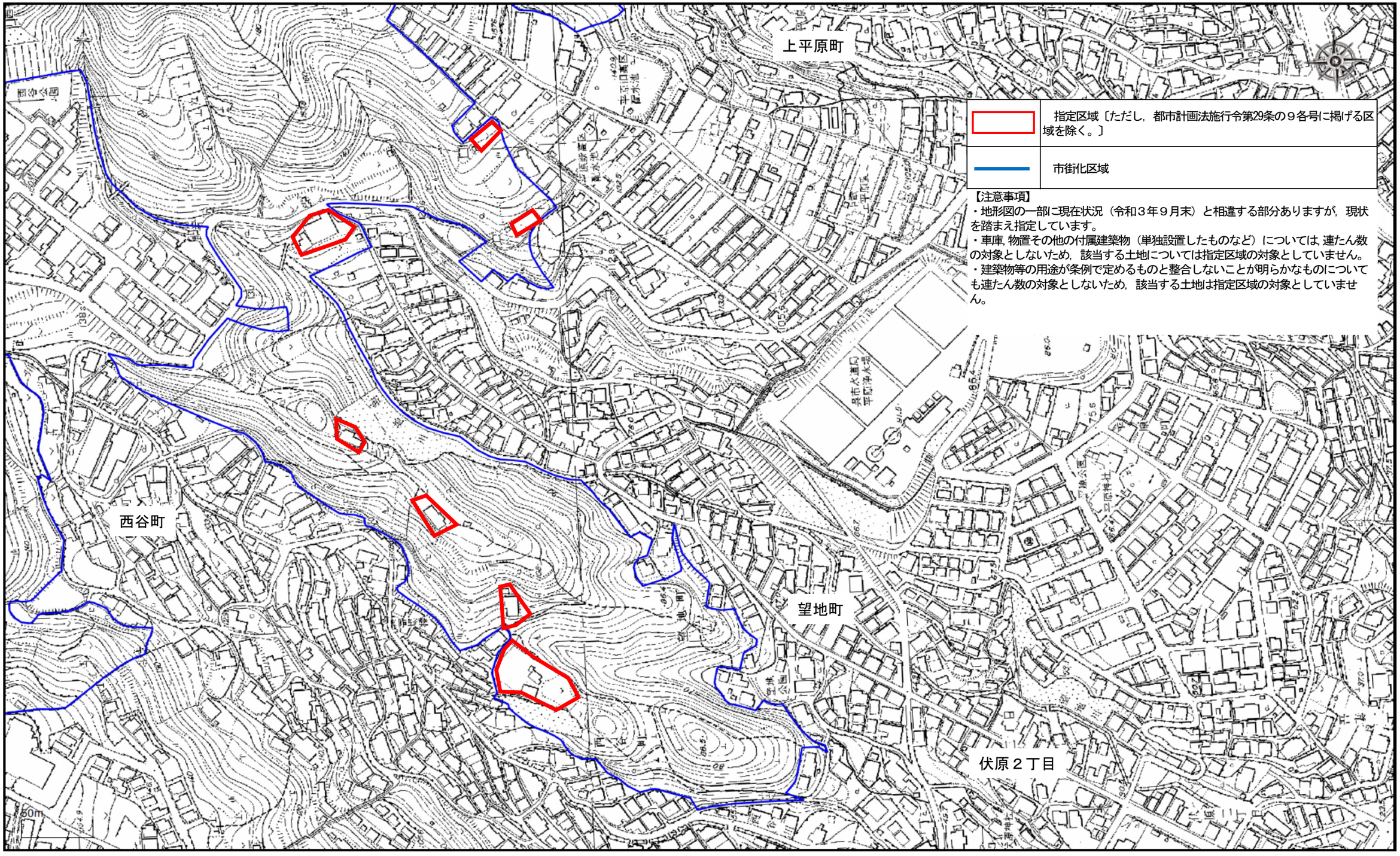

1 / 2500

呉市指定区域図

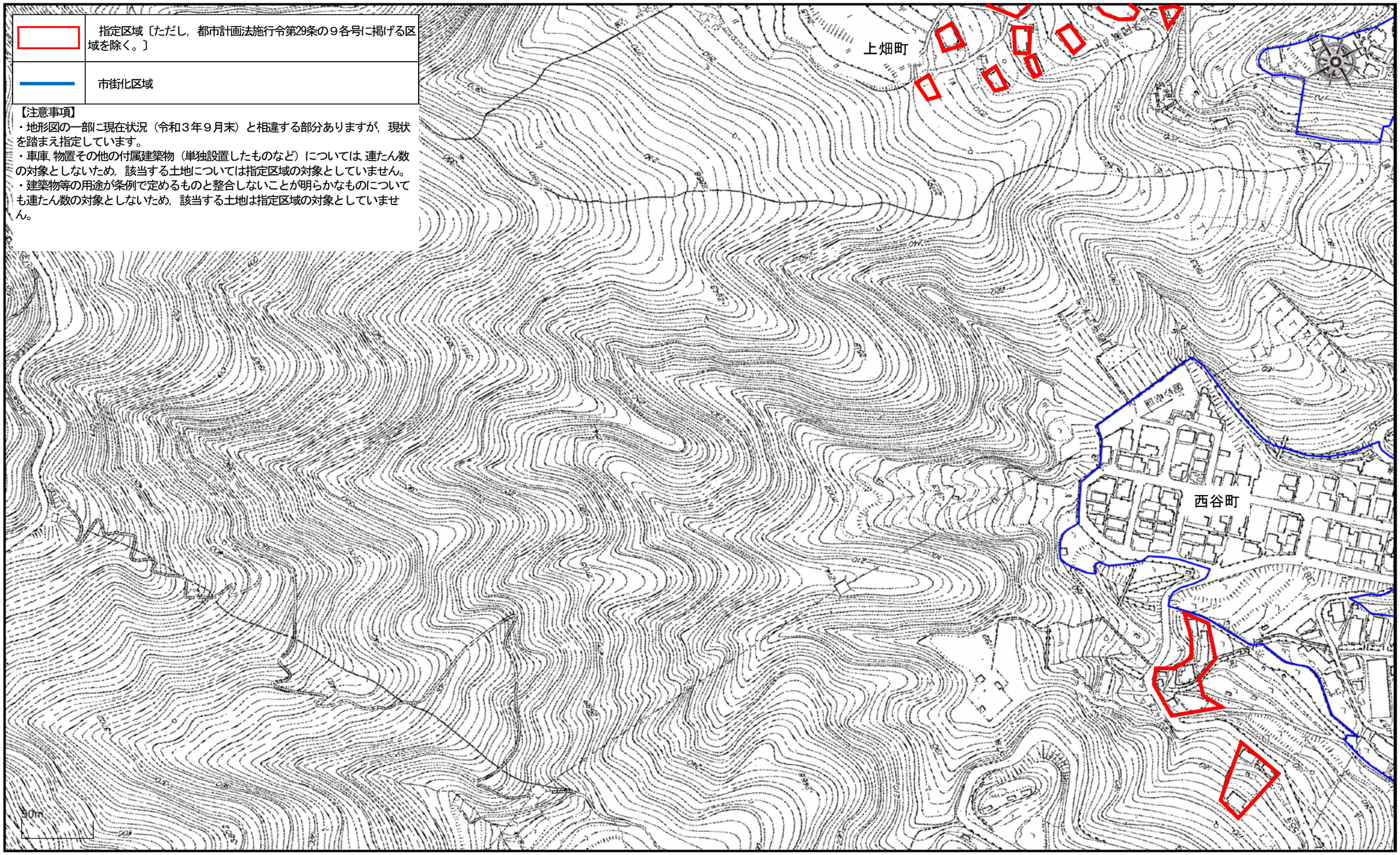

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

1 / 2500

呉市指定区域図

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

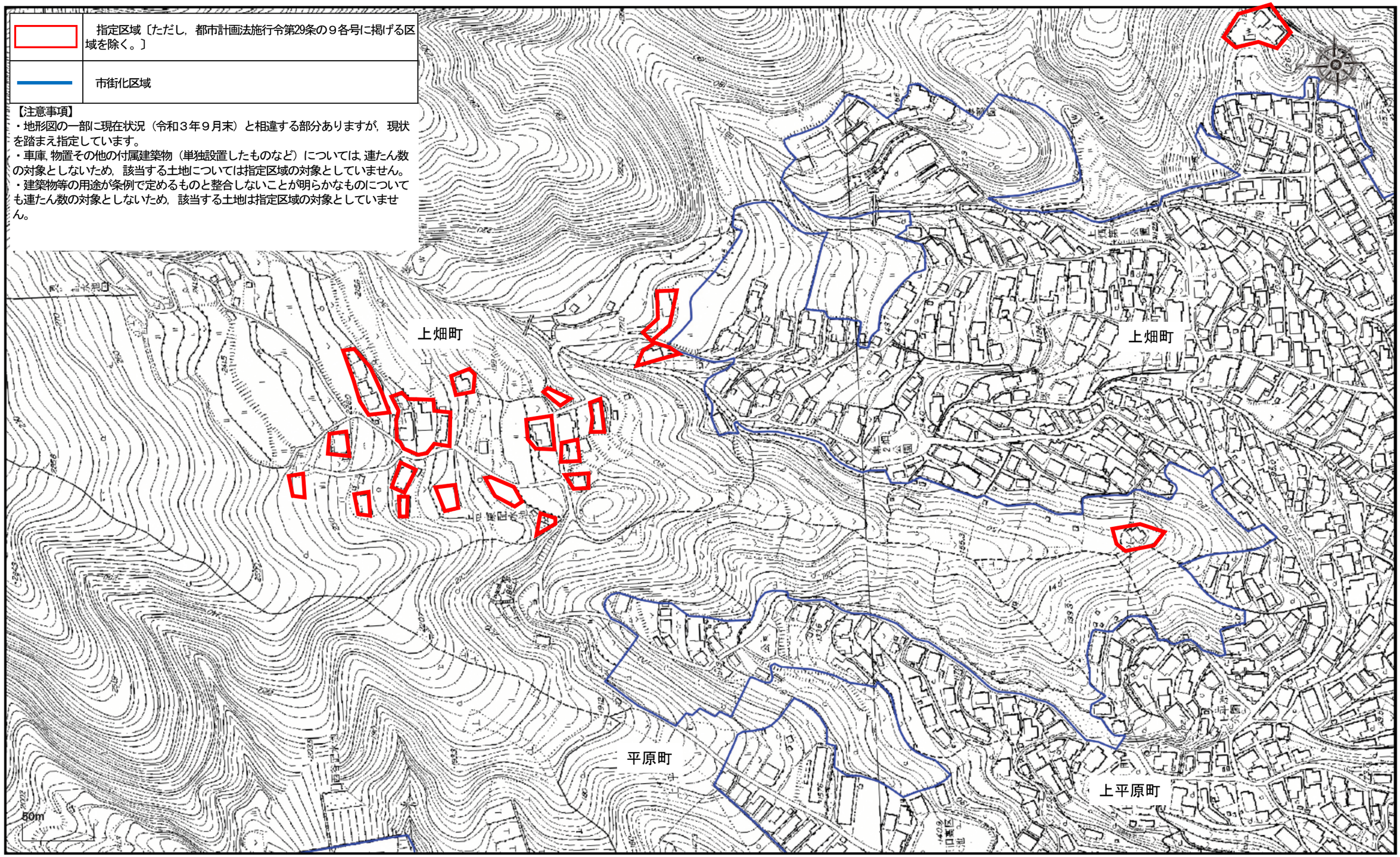

1 / 2500

呉市指定区域図

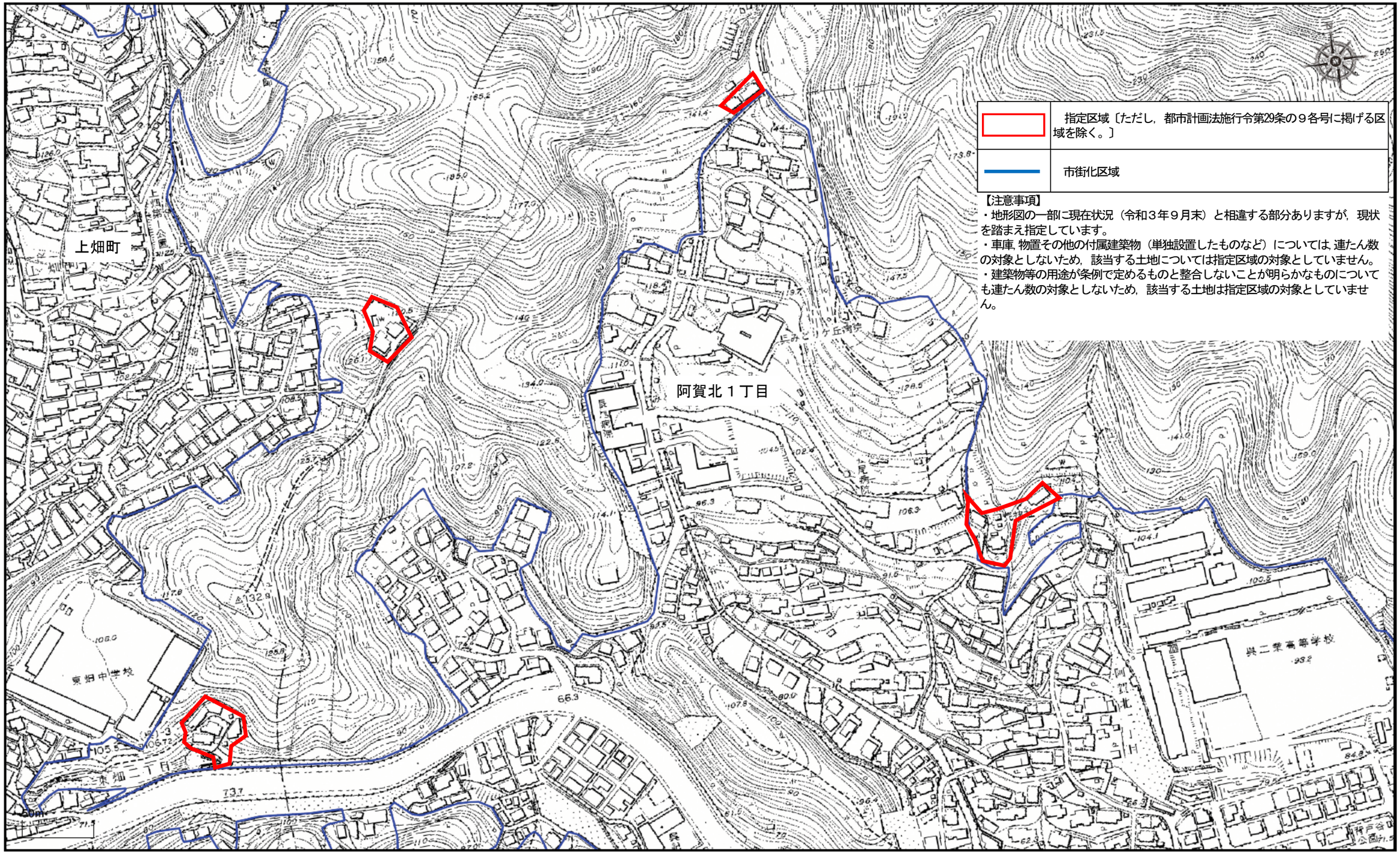

	指定区域〔ただし，都市計画法施行令第29条の９各号に掲げる区域を除く。〕
	市街化区域

【注意事項】
・地形図の一部に現在状況（令和３年９月末）と相違する部分ありますが，現状を踏まえ指定しています。
・車庫，物置その他の付属建築物（単独設置したものなど）については，連たん数の対象としないため，該当する土地については指定区域の対象としていません。
・建築物等の用途が条例で定めるものと整合しないことが明らかなものについても連たん数の対象としないため，該当する土地は指定区域の対象としていません。

1 / 2500

呉市指定区域図

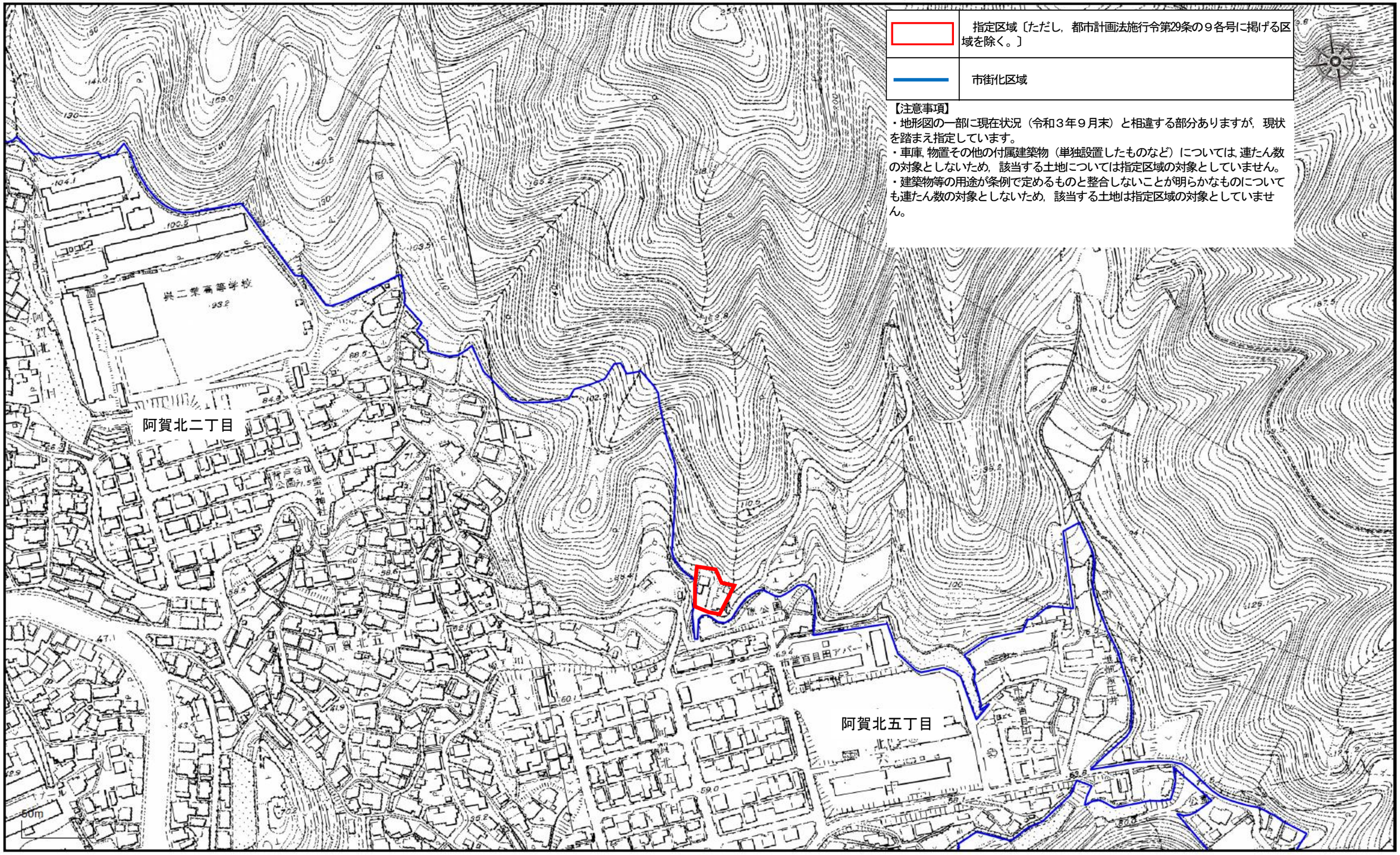

1 / 2500